

インクル

The Periodical of Accessible Design

"Incl." by The Accessible Design Foundation of Japan (The Kyoyo-Hin Foundation)

目次 contents

■ 平成26年度 共用品推進機構事業計画	2
■ 東南アジアで共用品の普及を (金丸淳子)	3
■ 共用品推進機構ウェブサイトリニューアル (森川美和)	6
■ 第1回コミュニケーション支援用ボード作業グループ (WG) 会議が開催 (松岡光一)	7
■ ADシンポジウム2014 開催報告 (星川安之)	8
■ 随想 私と共用品第68回 「印刷」を通して社会貢献 (宗村 泉)	10
■ <キーワードで考える共用品講座> 第80講 「障害者福祉と共用品」(その8: 障害者差別解消法) (後藤芳一)	11
■ <事務局長だより> 変化に対応し、「変えること」と「変えないこと」(星川安之) 共用品通信 奥付	12



平成26年度 共用品推進機構事業計画

～共用品・共用サービス、国内外調査・普及啓発等に拍車をかけて～

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に共用品推進機構が行う主な事業の内容は以下の通りです。

～事業の趣旨～

共用品・共用サービス（高齢者・障害のある人々等日常生活に不便さのある者に対しても利用しやすいよう配慮された製品及びサービスをいう。以下同じ。）の調査研究を行うとともに、共用品・共用サービスの標準化の推進及び、共用品・共用サービスの普及啓発を図ることにより、製品及びサービスの利便性を向上させ、高齢者・障害のある人々を含めた全ての人たちが暮らしやすい社会基盤づくりの支援を行うことを目的とする。

～事業の内容～

1. 調査研究

より多くの人々が、暮らしやすい社会となるために必要な事項について、ニーズ把握、製品・サービス・システムに関する配慮・考慮点の基準及び普及に関する調査・研究を行う。

(1) 障害児・者／高齢者等のニーズ把握システムの構築

製品・サービス・システム等に対して、障害児・者、高齢者のニーズを把握、確認するためのアンケート調査、ヒヤリング、モニタリング調査等をシステム化したものを、製品・サービス・システム供給者と、需要者が連携できる効率的な仕組みについて考察し、更に恒常化できる仕組みの案を作る。

- 1) 障害児・者／高齢者等の日常生活環境における不便さ等の実態把握（調査方法）の構築
- 2) 共創システム及びモニタリング調査システムの構築

(2) 共用品・共用サービスに関する配慮基準体系の構築

障害児・者、高齢者等の製品・サービス・シ

ステムに関する実態調査並びにニーズ調査で明らかになった事項に関して、製品・サービス・システムにおけるそれぞれの分野で共通した配慮点の項目を整理し、標準化すべき事項の抽出、標準化の体系図の作成、市場規模対象品の確定の元とする。

(3) 共用品・共用サービス普及方法の検討

開発・販売・市場化された共用品・共用サービス・共用システムを、広く普及させるための5W1H及びPDCAサイクルが廻るかの検討を行うと共に、更に有効且つ効率的な方法を構築するため、データベース、展示会、講座、市場規模調査、国際連携等、平成25年度までに実践してきた事項を基に検討を行う。また、共用品・共用サービスのデータベースに関しては、入力方法等の簡易化に伴い、登録製品数を増やす方法を検討すると共に、将来的なAD認証制度との連携の検討を行う。また流通との連携も視野に入れての検討を行う。

2. 標準化の推進

高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）の日本工業規格（JIS）原案の作成及び国際規格の作成を行う。また、その作成に資するため、国内外の高齢者・障害者配慮設計指針の規格に繋がるための調査・研究を行う。

3. 普及及び啓発

開発・販売・市場化された共用品・共用サービス・共用システムを、広く普及させるため、共用品データベース維持・作成・発展、展示会の実施、講座の実施、アジア関連機関、高齢者・障害者配慮調査及び関連機関との協議、情報の収集及び提供等を行う。

東南アジアで共用品の普及を

～インドネシア、ミャンマー、ベトナムで、6つの障害者団体を訪問～

東南アジアの国々への共用品の普及を目指し、インドネシア、ミャンマー、ベトナムの障害者団体を訪問し、ヒアリング調査を行った。

共用品推進機構では、東南アジアの国々に共用品を広める事業を行うため、インドネシア、ミャンマー、ベトナムの障害者団体を訪問し、各国の障害者の現状について調査してきた。

出張期間：2014年1月9～17日

訪問団体は以下のとおり。

[インドネシア（3団体）]

インドネシア盲人協会（写真1）

インドネシア盲人支援協会（写真2～6）

インドネシア女性障害者協会（写真7、8）

[ミャンマー1団体]

ミャンマー盲人協会（写真9、10）

[ベトナム2団体]

DPハノイ（写真11）

ハノイ自立生活センター（写真12）

アクセシブルデザイン（AD）の国際標準化事業におけるアジア連携事業の一環で、約5年間、タイ、マレーシア、シンガポールの国家機関である規格作成団体に出向き、アジア全体でADの標準化を推進していこうと協力を呼びかけてきた。熱心に働きかけを続けた結果、国際標準化機構（ISO）でのADの標準化に協力的な機関も現れた。しかし実際には、日本のように深刻な高齢化に直面し、高齢者・障害者配慮の進んだ国とは違い、それらの国ではまだまだ先の課題であるという考えがあった。障害のある人たちの本当の思いやその国の方針、それぞれの障害者の活動を知らないまま、日本の取り組みを伝えて共に活動をと呼びかけても、特に障害者の不便さの現状を知らない標準化機関の人には、共感できる材料はないに等しかった。

そこで今回は、アセアン加盟国の中から3カ国を選んで、まずそれぞれの国の障害者団体のリーダーに話を伺い、「障害のある人たちの不

便さの現状やニーズを把握してから、それを踏まえて共用品推進機構がやるべきこと、協力できることを考えていくことにした。

1. インドネシア訪問



(写真1)



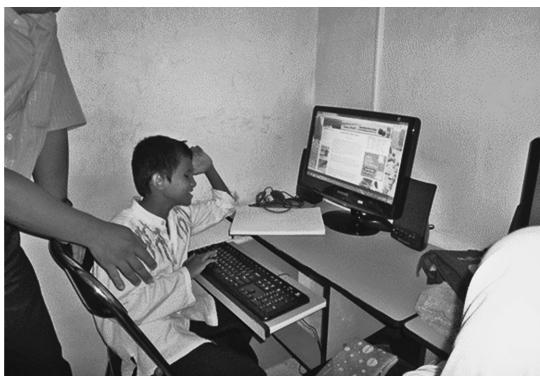
(写真2)

インドネシアでは3つの団体を訪問した。それぞれ団体の活動内容は違っていたが、政府に障害者の要望を伝え、障害者の生活を改善していこうという最終目標は同じと考えられる。

日本でいう点字図書館のような役割も兼ねているインドネシア盲人支援協会では、視覚に障害者のあることもたちにパソコンの指導を行ったり（写真3）、子どもたちの教育ツール（写

真4・5)の販売を行っている。選挙が近づくと、視覚に障害のある人のための投票用紙(写真6)の作成を政府に委託される。

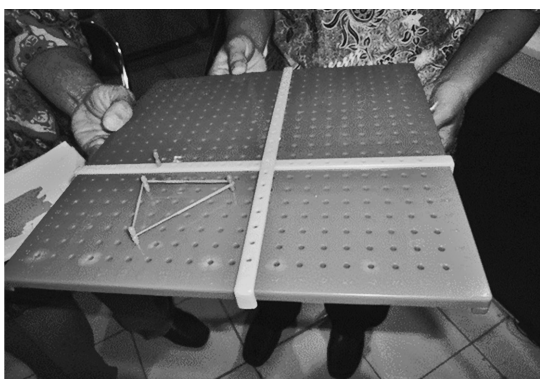
インドネシア女性障害者協会は障害のある女性の権利を確保するために活動しており、政府とも協力している。(写真7・8)



(写真3)



(写真7)



(写真4)



(写真8)

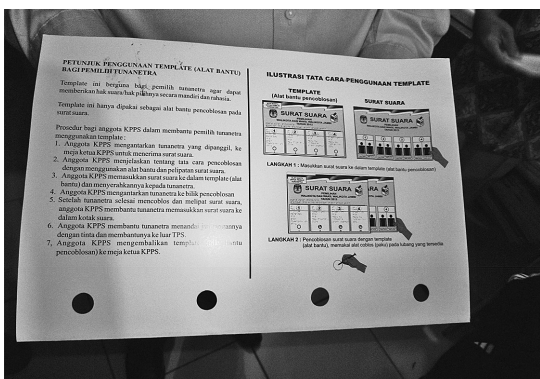


(写真5)

インドネシアでは障害のある人たちは、何ができて、何ができないか、どんなもの・サービスが利用できたりできなかったりしているか、インドネシアの社会、行政、企業、国民にうまく伝えられていないのが現状と思われた。

2. ミャンマー訪問

ミャンマーでは、ヤンゴンにあるミャンマー盲人協会を訪問した。



(写真6)



(写真9)



(写真10)

視覚障害の団体で会議を行ったが、訪問当日は車いすを使用している方がミャンマーの障害者に関する統計などを説明してくれた。日本に留学していた人、研修を受けた方が数名いて、日本語で会話することができた。そのおかげで、ざっくばらんな話もでき、心が伝わったのではないかと思う。

3. ベトナム訪問



(写真11)



(写真12)

ベトナムでは、2つの団体を訪問した。DPハノイはすべての障害者を支援し、障害者に対する社会全体の認識を高め、障害者の障壁をな

くず活動をしている。またハノイ自立生活センターは、名前のおり障害者の自立のために活動しており、この2つの団体は常に連携して情報交換を行っている。

4. まとめ

訪問した国では、生活が困窮し、子どもが栄養不足で目が不自由になるという話を聞いた。共用品のような「モノ」よりも、まず社会の仕組みの中で、病気などを減らせるよう事前に手を打たなければいけない。このことは大前提である。しかし、社会はそう簡単には変わるものではない。それなら、不便さや困っている現状を改善することから始めてはどうか。その人の障害が原因で、現在使いたくても使えないものを使えるようにしていく方法を、皆で探していきたい。

話を聞いていると、まとまった数の障害者にアンケート調査をしたことはないということだった。そのため、共用品推進機構が前身団体の頃から障害別に行ってきた不便さ調査の話をしたところ、とても興味を持ってもらえた。日本にある共用品を障害者の大会等で展示し、来場者に見て触ってもらいながら調査をするのが良いのではないかとアドバイスも受けた。これは共用品が特別な製品ではなく、身近にある製品に少しでも配慮が付加されているものであることを理解してもらうための良い機会である。また、政府に働きかけるためにも、障害者を対象に行う調査結果をデータで示せることは、説得力を持つ。

「日本製のシャンプーはこちらでも売っているのに、こちらのシャンプーにはギザギザはついていないのか？」インドネシアで受けた質問である。製品が海を渡っても、日本にはある共用品としての配慮がなくなならないようギザギザの意味を企業に伝えていくのも、共用品推進機構の仕事であると考え。今回の事前調査を終え、平成26年度には、障害者団体の協力の下、不便さ調査を始める予定である。

かなまるじゅんこ
(金丸 淳子)

【共用品推進機構ウェブサイトリニューアル

共用品推進機構の平成26年3月1日より、ウェブサイトをリニューアルしました。従来に比べてイラストや文字もより見やすく、コンテンツ配置も分かりやすいデザインとなるよう配慮しました。また、目の不自由な方のために音声ブラウザでの読み上げ対応や、上肢の不自由な方のためにキーボードのみでの操作にも配慮を行うなど、「共用サービス」を体現する形での各種アクセシビリティに配慮した作りを目指しています。



(ウェブサイトトップページイメージ)

主なコンテンツは以下のとおりです。

【ホーム】

新着情報
外国語ページ

【共用品とは】

共用品・共用サービスとは？
共用品FAQ
共用品と配慮点
共用品・共用サービス推薦
わかりやすいパッケージ
操作におけるわかりやすい表示
操作における使いやすさ
わかりやすいカタログ・取扱説明書
視覚障害の不便さ
聴覚障害の不便さ
肢体不自由の不便さ
高齢者の不便さ

【調査研究・報告】

国際
国内
共用品市場規模調査
調査報告書
ガイドライン
子ども向け・指導案
ウェブ絵本『ママのホットケーキ』
ウェブ絵本『ぞうくんのシャンプー』
共用品キッズワールド

【広報活動】

・共用品ブログ
・情報誌『インクル』[最新号]
・出版物 [報告書]
・出版物 [市販書籍]
・バリアフリービデオ
・共用品推進機構だより

【組織概要】

・組織紹介
・理事・監事・評議員名簿
・ディスクロージャー
・法人賛助会員制度のご案内
・個人賛助会員制度のご案内
・賛助会員一覧

【データベース】

共用品製品検索
不便さ調査データベース
アクセシブルミーティング配慮事項検索

もりかわみわ
(森川美和)

第1回コミュニケーション支援用ボード作業グループ(WG)会議が開催

—2013年12月2～3日、スウェーデン・ストックホルムにて—

2013年3月にISO/TC173/SC7（国際標準化機構／福祉用具専門委員会／アクセシブルデザイン分科委員会）に提出した「コミュニケーション支援用ボード」の規格案を検討する作業グループ（WG）会議が2013年12月2～3日にスウェーデン・ストックホルムで開催された。

この会議は新規業務提案（NWIP、規格案として検討する提案）が2013年7月に承認された後（プロジェクト番号はISO/NP 19027となった）、「コミュニケーション支援用ボード」の作業グループ（WG）設立とグループ議長に^{こやま}児山啓一氏（株式会社 アイ・デザイン）を任命する投票が2013年9月に承認されその後日程調整し、開催となった。

会議にはスウェーデンの専門家 ハリエット・コワルスキ氏が参加した。彼女はNational Agency for Special Needs Education and School（特別教育と学校のための全国組織）に所属し、実際にコミュニケーション支援用ボードを使用する教育現場を経験しており、図記号の国際会議で作業グループ議長の児山氏とも面識のある専門家であった。彼女と児山氏、松岡の3名で会議を行った。

規格案の審議での主な指摘事項、変更点は以下のものである。

- ①標準化する目的について明確な記述がなかったので、序文を見直し、追加した。
- ②コミュニケーション支援用ボードの基本要素は規格内容である「原則」として扱うが、絵記号作図原則は、今後（例えばスペインから

ブリフなどの）別の記述方法に関する作図原則が出てきた場合も追加できるよう、タイトルを「作図原則例」とし、参考事例とした。

- ③コミュニケーション支援用ボード原則の項目の内、「大きさ」と「数」の記述内容に関して修正を行った。

- ④絵記号原則例と同様に、コミュニケーション支援用ボード原則にも図を挿入して、わかりやすい記述とする。本文にレイアウトの例としての図を新たに追加するとともに、絵記号、写真、イラストの組み合わせ例を本文から除き、附属書Bとして追加することとした。

- ⑤附属書Aは、「規定」から「参考」に変更してとりあえず残すが、今後、別の記述方法に関する作図原則が出てきた場合は削除する可能性がある。

- ⑥附属書Cについて、絵記号の表現が今回の規格案に適合していなくても、参考事例として紹介するのであれば、掲載することとした。

また会議ではハリエット・コワルスキ氏から、絵記号開発国であるカナダも参加すべきであるとの指摘があった。具体的には絵記号開発者であるサバシュ・マハラジ氏が最も適任であることで全員の意見が一致したので、カナダのISO会員団体関係者（Member body）に依頼して参加を促すと共に、マハラジ氏自身にも参加する意志があるかどうかを打診することとした。当面の目標として、2014年1月中に、今回検討した内容で修正案を作成し、各国の作業グループメンバーに配布する、同時にコミュニケーション支援用ボードのサンプル及び絵記号の記述方法についても依頼することとした。

まつおかこういち
(松岡光一)

ADシンポジウム2014 開催報告

～「東京パラリンピック2020」開催に向けて、産業界が取り組めること～

異なる業界団体が集まりアクセシブルデザイン（AD）・福祉用具関連の調査、開発、標準化、普及、国際化等の事業について情報共有を行っているアクセシブルデザイン推進協議会では毎年社会情勢に合わせテーマを決め、シンポジウムを行っている。

今年度は、2020年に東京で開催されることが決まった「東京パラリンピック」に向けて、「産業界が取り組めること」と題し、自由学園明日館講堂（東京都豊島区）でシンポジウムを開催した。当日は170名の参加者があり、活発なディスカッションも行われた。

【基調講演】

「東京パラリンピック2020」開催に向けて、産業界に期待することと題して、鳥原光憲氏（日本パラリンピック委員会 委員長 公益財団法人日本障害者スポーツ協会 会長）に基調講演を頂いた。

鳥原会長からは、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が作成した日本の「障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」に関する詳細の説明があった。更に産業界がパラリンピックに向けてできることとして、スポンサーになること、選手の仕事を応援する事と共にそれぞれの企業のフィールドで2020年にむけてのバリアフリー化を実現していくことがあげられた。



(写真：鳥原光憲氏)

【講演】

続いて講演は3名の方に頂いた。

最初に、「スポーツの力、可能性への挑戦」と題して、根木慎志氏（シドニーパラリンピック 車いすバスケットボール/2020東京オリンピック・パラリンピック招致委員会アスリート

委員）にご講演を頂いた。



(写真：根木慎志氏)

根木さんは、高校三年生時、交通事故により脊髄を損傷。以後車いすの生活、失意の中で、車いすバスケットボールに出会いその後、持ち前の『ポジティブ精神』と『リーダーシップ』で国内トップクラスの車いすバスケットボールプレイヤーに成長。2000年に開催されたシドニーパラリンピックでは、男子車いすバスケットボール日本代表チームのキャプテンを務められた。

現在は、大阪府内のチームB-spiritsに所属し、年間数多くの講演会等を通じて、「出会った人と友達になる」という独自のライフテーマをモットーに人と人との『つながりの環』を通してすべての人たちが友達になり、元気で幸せに生活できる街づくりをめざす活動を行なっている。

講演でパラリンピックの迫力ある映像を紹介していただくと共に、スポーツが多くの人を元気にすることを伝えていただいた。

次に、「障がい者のスポーツ、発展に向けて

の『心づくり、人づくり、環境づくり』と題して、大久保春美氏（公益財団法人日本障害者スポーツ協会 技術委員長・理事・日本パラリンピック委員会運営委員）に講演を頂いた。



(写真：大久保晴美氏)

大久保さんは、地域でのスポーツ環境を充実させるため、埼玉県障害者スポーツ指導者協議会や障害者スポーツ協会の設立・組織づくりに取り組む。現在は地域（市町村レベル）での障がい者のスポーツが推進することを課題として活動されている。講演では、「スポーツ基本法」が施行され、地域での障がい者のスポーツが広がってきていること、それに伴いスポーツをするための工夫や豊かな発想は大切であるが、「障がい者を知らないことによる「勝手な思い込み」が、広がることを防ぐこと」、「障がい者」をひとくくりにしなすこと」を、プラス思考で考え実行することが大切と話していただいた。そして、誰もが、2020東京パラリンピックを開催して良かったと思えるためには、3つの「づくり」が必要であると伝えていただいた。その3つとは、①心づくり、②人づくり、③環境づくりとのことであった。

最後に、「東京都が目指す2020年東京パラリンピック」澤崎道男氏（東京都スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック大会準備部施設輸送計画課長）に講演を頂いた。

まず東京オリンピックは、2020年7月24日（金）－8月9日（日）28競技37会場、そして、東京パラリンピックが2020年8月25日（火）－9月6日（日）22競技20会場で開催されるという概要を説明され、次に基本的なコンセプトとして、オリンピックから引き続く60日間の一つの祭典として実施、更に会場配置は95%の競技



会場を選手村から半径8km圏内に配置され、オリンピック以上にコンパクトな大会との紹介があった。

大会運営として、選手村、競技会場、輸送等に関してオリンピックと同等のサービスの提供を考えており、パラリンピックの大会運営に関して特に輸送面で、選手・関係者のパラリンピックレーン（専用車線）などを利用した車両による移動が必要になると考えている。観客に対しても、パラリンピックに特有のニーズに対応し、リフト付き車両、ノンステップバスなどの用意を考えている。さらに、宿泊に関しては選手村から10km圏に87,000室のホテルインフラ大会関係者向けに6,600室の確保を計画しているとのことであった。2020年大会のレガシー（遺産）として、障害者スポーツの振興と共に、障害者スポーツの環境整備及び健常者と障害者のスポーツ団体の連携、更には社会の障害者への理解の促進、高齢者・外国人等を含む全ての人々に対する理解、具体的には多言語表記等コミュニケーション上のバリアフリー、そしてインフラ面においては、バリアフリー、ユニバーサルデザインの徹底、具体的には、スポーツ施設、公共交通機関をはじめ、東京のまち全体がユニバーサルデザインになればとの話で締めくくられた。また、質疑応答の際には、何も2020年まで待つのではなく、やれるところはどんどん今からでもやるのが大切と話された。

まとめ

今回のテーマは、6年後のことでもありまだ実感がわからない部分もあるかもしれなかったが、考えるきっかけになればと願っている。

（ほしかわやすゆき
星川安之）

「印刷」を通して社会貢献

凸版印刷株式会社 印刷博物館

学芸企画室長 宗村 泉

むねむらいずみ



公共的な企業博物館

印刷博物館は、凸版印刷株式会社創立100周年に当たる2000年に、社会・文化貢献を目的として設立された企業博物館です。印刷の歴史を中心に紹介している文化施設で、その活動コンセプトは、印刷の過去、現在、未来をわかりやすく伝えることと、トッパンの企業名を排した公共性の高い展示内容とすることでした。開館からすでに13年が経ち、入館者数も延べ40万人になりました。来館者を楽しませるために、展示には様々な工夫が凝らされています。印刷の歴史に沿った総合展や年1回開催する企画展、活版印刷が体験できる印刷工房などがありますが、中でも入り口すぐの展示コーナーであるプロログ展示ゾーンは、ダイナミックな展示展開により来る人の目を引きま

行き違いから生まれた展示ゾーン

このコーナー、もともと企画展を行なうスペースとして考えられた場所でしたが、調べていくうちに本物の展示品を置く環境としての基準を満たしていないことが判明しました。仕方なく、計画を大きく変更して、入り口から展示場までの導入部にして、本物が置けないのなら、実物大のレプリカ（複製品）をそのまま展示しようということになりました。このことが、意外にも当館の大きな特長になったのです。それは、このゾーンの展示品は、レプリカながら精巧にできていてそれをケースに入れずに裸で展示していること、そしてそれを来館者が触ることができることだったのです。

ある日のアンケートで、視覚障がい者の方がプロログ展示ゾーンの展示品を触ることができ、とても嬉しかったというコメントがありました。また老人ホームの高齢者の団体を引率さ

れている方からも、ダイナミックな展示空間が高齢者の方々には刺激になって良いようだとの旨のコメントをいただきました。

ユニバーサルデザインの考えと共に

プロログ展示ゾーンの評価は、当事者が驚くばかりでした。ただ印刷という視覚伝達ツールをテーマとしている博物館なので、見やすい見せ方の研究の必要性は感じていました。そんな折、2012年11月には共用品推進機構のご協力により、視覚、聴覚の障がいを持つ方、車いすの方による利用実証実験を行なっていただくこととなりました。結果は、意外にも楽しめたというお褒めのご意見もありましたが、展示スペースから展示方法まで、いくつかの問題点が解りました。これらは検討課題として、現在も改善に努力しています。さらには当館からの情報発信として、1階のP&Pギャラリーにおいて、2008年2月に「印刷表現のユニバーサルデザイン」という展示会を開催しました。

加齢による衰えや白内障などの病気による見えにくさを、より認知できる表現は何かのポイントでした。一般の方からもまた企業の方からも多くの質問が寄せられ、その関心の高さを知ることができました。そして来年には、再度ユニバーサルデザインに関する企画展を同じP&Pギャラリーで開催する予定です。今度は高齢者と外国人に向けたユニバーサルデザインをテーマとして、その大切さと工夫を知っていただくものです。

印刷をテーマとした博物館ですが、視覚だけにとどまらず五感を通して感じられる、理解できることがこれからの印刷の大きな課題のようにも思えます。デジタル社会となりつつありますが、これからも印刷の良さ、印刷にしかない特長を皆様にお伝えしてまいります。

「障害者福祉と共用品（その8：障害者差別解消法）」

ことよしかず
後藤芳一（日本福祉大学客員教授、内閣府障害者政策委員会委員）

昨年春に成立した**障害者差別解消法**^{⑦-⑨}（小さい添え字^{①-⑨}は、同様の用語が本講の第1～79講に既出であることを示す）は、2016年4月の施行に向けて準備が進められている。**共用品**^{③⑥⑩⑬⑭⑮-⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}にも大きい役割が期待される。

1. 背景と概要

1990年代から米欧^{⑦⑧⑨}で差別禁止法の制定が進んだ。代表例は**米ADA法（障害のあるアメリカ人法、1990年制定）**^{⑦⑧}である。それらの動きが**国連障害者権利条約**^{③⑨㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}の制定（2006年）につながった。

日本では権利条約の批准に備えた国内法の整備の一貫として検討（**内閣府障害者政策委員会**^{⑤-⑧}差別禁止部会報告（2012年））され、法案は内閣府から提出された（正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）。よって各国の差別禁止法との対比、権利条約→**障害者基本法**^{③⑤⑧⑨}→差別解消法の流れという視点がとれる。

2. 法律の目的と対象

障害者基本法の理念（**障害者**^{③⑤⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}を基本的人権を持つ主体と位置づけ（基本法第1条）、差別を禁止（同法第4条）のもとで差別解消をめざす（差別解消法第1条）。差別の類型は、不当な差別的取扱いの禁止と**合理的な配慮**^{③-⑤⑦⑧}の提供である（同第7～8条ほか）。

取り除くべき社会的障壁には事物（例：物理的障壁）、制度、慣行、観念など（同第2条）。合理的配慮とは、基本的・共通的な**環境の整備**（権利条約では「**ユニバーサルデザイン**^{③⑥⑩⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}」（権利条約第2条））を十分に行った上で、個々の障害者の事情に合わせて個別対応すること（権利条約同）を意味する。

3. 法律の枠組

枠組には大きく「差別を解消するための措置」と「差別を解消するための支援措置」がある。前者のうち不当な差別的取扱いは、**国**^{①②④⑦⑧⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}や自治体等、民間事業者ともに禁止、合理的配慮は、国や自治体等は義務、民

間事業者は努力義務（差別解消法第7～8条）。ともに罰則規定はない。個人の行為は対象にならない。施策の基本的方向、行政や事業者が講ずべき措置（例：不当な差別的取扱い、合理的な配慮の内容など）は基本方針として閣議決定する、基本方針を定める際は障害者政策委員会の**意見**^{⑥-⑧⑩}を聴く（以上、同第6条（障害者政策委員会が差別解消法の基本方針に意見を述べることは、障害者基本法を改正して追加された））、詳細は行政向けには対応要領、事業者向けには対応指針（例：該当する事例）によって示す（同第9～11条）とされている。

後者には、紛争解決・相談（同第14条）、地域での連携（同第17～20条）、啓発活動（同第15条）、情報収集（同第16条）などがある。

4. 施行までの手順

差別解消法は2016年4月1日に施行される。周知や準備期間をみて逆算すると、対応要領と対応指針は2014年度中にできている必要がある。基本方針の閣議決定は同年度前半が望ましい。

基本方針に定めるべき内容は内閣府障害者政策委員会が議論しているほか、当事者団体からのヒヤリング、各地でフォーラムを開催している。地域協議会については、内閣府に設けた障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会で検討されている。

5. 共用品との関わり

環境^{③-⑤⑦⑧-⑩}の不備が障害の重要な原因とする**障害の社会モデル**^{①⑤⑬⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}のもとで、権利条約は、物理的・社会的・経済的・文化的^⑦な環境や**健康**^{⑦⑧}・**教育**^{⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}を享受し、**情報**^{②⑦}（^{⑱-⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}）を利用しやすいようにすること（**アクセシビリティ**^{③⑩⑲㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}）が重要としており（権利条約前文（V））、条約の7つの一般原則の1つにあげられている（権利条約第3条）。

共用品は権利条約と差別解消法のもとではユニバーサルデザインに、個別対応する**補装具**^{③⑤⑧⑨⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲}は合理的配慮に含まれる。ユニバーサルデザインは当然に整備することが求められるものであり、共用品もそこに含まれるので、役割はより広くて重くなる。

■変化に対応し、「変えること」と「変えないこと」

星川 安之
ほしかわ やすゆき



事務局長
だより

■日本提案のガイド

日本提案で2001年に国際標準化機構（ISO）から制定された規格作成者のための高齢者・障害者配慮方法が書かれたガイドが、13年ぶりに改定され今年2014年10月には発行される予定である。

2001年度版は、主な対象者は障害のある人そして高齢者で、製品への配慮方法が中心であった。

13年たったの改定版では対象者を子供、妊産婦などほぼ全ての人を対象としている。また、言葉も情報分野で主に使われてきたアクセシビリティという単語がアクセシブルデザインと並んでこのガイドの中心に据えられた。

■不便さから便利さへ

より多くの人が使ええる共用品・共用サービスが国内外で増えてきている大元は、1993年にまとめた「目の不自由な人たちの朝起きてから夜寝るまでの不便さ調査」である。その後、他の障害へと広げ企業が製品やサービスを、行政が規格や政策を作る際の参考になった。しかしこの「不便さ調査」には限界が一つある。それはマイナスであった箇所をゼロ戻すことはできるが、それをプラスにもっていくことができないという限界である。多くの人は褒められて成長し行動する。2013年度、初めてよかったこと、つまり「便利さ調査」を行った。普段連携のある障害当事者並びに高齢者機関に協力いただき300名近い人たちからの「良かった事」に関する自由回答が集まった。各当事者団体事務局からは、「不便さ」を言うことは馴れているけれど、「便利さ」「良かったこと」は、普段言い馴れていないので答えづらかったという意見があった。しかしその反面、回答用紙には、「周りの人たちの臨機応変な対応

がとても役立っている」等、数多くの良かったことが寄せられた。

■規格、「点」から「線」、そして「面」へ

共用品の規格の分野では、2003年から日本提案のガイドを元に35種類の日本工業規格（JIS）ができており既にさまざまな製品に使用されている。しかしそれは一つ一つの異なる配慮のJISが点として存在している状態である。

2012年度から共用品の認証制度のあり方を検討してきている。

2014年度からは実践できその仕組み作りに向けて本格的な準備作業が始まる。つまり「点」だった規格が「線」を飛び越え「面」をめざすのである。

■おせんべい

時代の流れでさまざまなモノやサービスは変化する。私が住む街には60年間毎朝、親父さんが、餅米を蒸し、薄く四角に切り、太陽の陽に晒し、そして焼くという元来の方式で作り販売しているお煎餅屋さんがある。60年の間には、近くにコンビニやスーパーマーケットもでき、そこでは大量生産された多くの種類の煎餅が並んでいる。けれど、変わらずこのお煎餅さんが親しまれているのには、おいしさだけでなく親父さんの、おいしいものをみなに食べさせたいという変わらない気持ちが製造過程で入っているからに違いないと思っている。変えていくべきこと、変えてはいけないことを、常に考えながらの機構でありたい。

共用品通信

【イベント】

【2月】

アクセシブルデザインシンポジウム2014（25日）

【会議】

【1月】

共用品推進機構中長期意見交換会（22日）

【2月】

第2回TC159委員会（7日）

第2回旅行に関する「良かった事」調査委員会（10日）

第1回TC173/SC7/WG4（コミュニケーション支援絵記号）国内委員会（14日）

第1回WG3（トイレ・音案内）（18日）

第3回AD適合性評価検討WG委員会（20日）

第3回看護ニーズ検討委員会（21日）

第1回TC173/SC7/WG1（点字・触知図）検討委員会（21日）

【外部主催会議】

【1月】

JISC第115回標準部会（29日、金丸）

【2月】

JSA規格委員会（14日、金丸）

JISC第22回高齢者・障害者専門委員会（19日、森川）

【講義・講演】

【2月】

日本照明工業会 講演（8日、星川）

【3月】

埼玉聴覚障害者情報センター（3日星川）

アクセシブルデザインの総合情報誌

インクル 第89号

2014（平成26）年3月25日発行

"Incl." vol.14 no.89

©The Accessible Design Foundation of Japan
(The Kyoyo-Hin Foundation), 2014

隔月刊、奇数月発行

一般頒価 1部1000円

（但し、個人・法人賛助会員については、購読料は年会費の中に含まれています）

※視覚に障害のある方など、墨字版がご利用できない方にはPDFファイルのCD-Rを提供しています。必要のある方は、事務局までお申し出ください。

編集・発行（公財）共用品推進機構
郵便番号 101-0064
東京都千代田区猿樂町2-5-4 OGAビル2F
電話：03-5280-0020
ファクス：03-5280-2373
Eメール：jimukyoku@kyoyohin.org
ホームページURL：http://kyoyohin.org/

発行人
事務局

鴨志田厚子
星川 安之
森川 美和
金丸 淳子
水野由紀子
松岡 光一
三好 泉
田窪 友和

執筆・協力 後藤 芳一
（五十音順） 関戸 菜美
中野奈津美
宗村 泉

印刷・製本 ベスト・イーグル(株)
サンパトナース(株)

本誌の全部または一部を視覚障害者やこのままの形では利用できない方々のために、非営利の目的で点訳、音訳、拡大複写することを承認いたします。その場合は、(財)共用品推進機構までご連絡ください。

上記以外の目的で、無断で複写複製することは著作権者の権利侵害になります。